

平成 27 年度 市民自治活動推進補助金事業

募集要件が変わりました。



◆変更点を中心に説明します◆

1 補助対象団体

日進市市民活動団体登録（にぎわい交流館での団体登録）を行っているコミュニティ

2 補助対象事業

市民活動団体が市内で行う活動で、次のいずれかに該当する事業

- (1) 広く市民を対象として実施される事業。
- (2) 地域課題、行政課題、社会課題の解決につながる事業。
- (3) 市民活動団体や市民のつながりを生む事業。



3 補助金の種類、金額等

(1) スタート支援補助金

- ① 一事業につき、上限 20,000 円(消費税込み) (5 団体 (予定))
- ② 団体を設立してから 5 年以内で、かつ、過去にステップ支援補助金の交付及び本市から事業の委託を受けたことがない団体を対象とします。
- ③ 補助金の交付は、1 団体 2 回までとなります。

(2) ステップ支援補助金

- ① 一事業につき、上限 50,000 円(消費税込み) (4 団体 (予定))
- ② 過去に、本市から事業の委託を受けたことがある団体については、それと同一の事業は対象となりません。
- ③ 補助金の交付は、同一団体の同一事業については、2 回までとなります。

4 以前との変更点

対象事業費を全額補助します (上限額範囲内)。

これまでは、対象事業費の 2 分の 1 以内 (上限 10 万円) の補助でしたが、補助額の範囲内であれば、対象事業費の全額の補助が受けられるようになりました。

(裏面の「公募提案型協働事業」についてもご覧ください)

平成27年度 公募提案型協働事業(委託事業) 「市民自治活動推進事業」



テーマ設定がなくなりました。

◆変更点を中心に説明します◆

1 応募資格

日進市市民活動団体登録（にぎわい交流館での団体登録）を行っているコミュニティ

2 募集事業

市民活動団体が市内で行う活動で、次のいずれかに該当する事業

- (1) 特定非営利活動促進法の別表に掲げるいずれかの分野に該当する事業。
- (2) 公共性があり、事業の成果が市民や日進市に広く還元される事業。
- (3) 協働で実施することにより、単独で行うよりも大きな成果が期待できる事業。

3 委託料、採用予定数

①委託料・・・100,000円以内（消費税含む）

②採用予定数・・・3事業（予定）

4 以前との変更点

これまでは、募集事業のテーマを設定していましたが、今回はテーマを設定していません。

各団体の得意な事業やチャレンジしてみたい事業等を自由に提案していただけるようになりました。



（裏面の「市民自治活動推進補助金」についてもご覧ください）